

## 第 I 編 6-2 施工管理費の改訂

近年、労働安全衛生法および関連する規則等が改正され、安全に対する様々な対応が必要となっている。また国が推し進める労働条件、労働環境改善の視点からは、安全な労働環境の形成に向けた現場管理の取り組みが、一層必要となっている。施工管理費については、これまで工程管理、品質管理、出来高管理のみを対象としてきたが、現場での施工管理の一環として、熱中症対策も含めた安全衛生管理を総合的に含めることについて、妥当性が高いと判断された。そのため、これらを含めるかたちで施工管理費を改訂するものである。

### 【従来】

#### 6-2 施工管理費

工程管理、品質管理、出来高管理などに要する費用で、次の式により算出する。遠隔現場に伴う機械損料およびデータ通信費用もこれに含む。ただし、下限は 50 千円とする。  
施工管理費 = 直接調査費 × 0.015

### 【改訂】

#### 6-2 施工管理費

施工管理費は、業務管理費以外の費用であり、工程管理、品質管理、出来高管理などに要する費用に加え、熱中症対策費用及び安全衛生管理費用を計上する。ただし、下限は 50 千円とする。

それぞれ以下によって率を適用し、次式により算出すること。

- ・ 工程管理費等率 = 3.0%
- ・ 安全衛生管理費率 = 4.3%
- ・ 熱中症対策費率 = 真夏日率（現地調査期間における真夏日の割合）  
× 補正係数（1.2）%

施工管理費 = 直接調査費 × （工程管理費等率 + 安全衛生管理費率 + 熱中症対策費率）

以上